

特定非営利活動法人 ピュア 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人ピュアという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東大阪市に置く。

2 この法人は前項のほか、その他の事務所を奈良県高市郡明日香村に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、児童福祉法に規定する障害児通所支援事業を経営する事業および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、地域生活支援事業を行うことを目的とする。また、発達障害児・者とその家族に対して、自立生活支援、放課後や長期休暇時の余暇活動支援、発達障害についての情報提供や啓発等に関する事業を行い、また福祉・教育・医療に関わる各関係機関との連携・協力を図ることにより、発達障害児・者の人々が教育の場や地域の中で理解され、豊かな暮らしが実現できるように貢献する事を通じて、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る事業
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動にかかる事業

- (1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業
- (2) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業および地域生活支援事業
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業
- (6) 発達障害児に対する自立生活支援事業
- (7) 発達障害児・者及びその家族に対する研修事業
- (8) 発達障害児・者及びその家族に対する情報提供事業
- (9) 発達障害に関する理解推進及び啓発事業
- (10) 感覚統合療法事業
- (11) レクリエーション及び交流事業
- (12) 農産物の生産・加工販売事業
- (13) 利用者の働く場としての飲食事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めない時は、速やかに、理由を付した書面をもって 本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上6名以下
- (2) 監事1名

2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

2 理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営

(4) 理事の選任又は解任、職務及び報酬

(5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書

面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、

理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業計画及び予算の追加及び更正)

第47条 事業計画及び予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定事業計画及び予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く）の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更

する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会の議決した他の特定非営利活動法人、国又は地方公共団体、公益財団法人、公益社団法人、学校法人、社会福祉法人、更生保護法人に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、下記の通りとする。

	入会金	会費
正会員	10,000円	1,000円/月
準会員	1,000円	1,000円/月
賛助会員	なし	1,000円/一口

3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長 檜尾めぐみ
副理事長 谷村朗子
副理事長 高田裕子
監事 仁部恵利子

- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年5月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成19年3月31日までとする。

附 則
この定款は、平成19年4月18日から施行する。

附 則
この定款は、平成21年10月20日から施行する。

附 則
この定款は、平成22年5月10日から施行する。

附 則
この定款は、平成22年10月29日から施行する。

附 則
この定款は、平成23年11月29日から施行する。

附 則
この定款は、平成24年12月4日から施行する。

附 則
この定款は、平成25年6月5日から施行する。

附 則
この定款は、平成26年2月14日から施行する。

附 則
この定款は、平成27年6月27日から施行する。

附 則
この定款は、平成29年5月12日から施行する。

附 則
この定款は、平成30年6月28日から施行する。

附 則
この定款は、令和元年8月30日から施行する。

附 則
この定款は、令和2年4月28日から施行する。

附 則
この定款は、令和2年8月25日から施行する。

附 則
この定款は、令和4年8月1日から施行する。

附 則
この定款は、令和7年8月22日から施行する。

附 則
この定款は、令和8年 月 日から施行する。

2026年度 特定非営利活動に係る事業 活動予算書

特定非営利活動法人ピュア

2026年4月1日から2027年3月31日 (単位 千円)

科 目	予算額	備 考
I 収入の部		
1 事業収入		
(1)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 児童発達支援・放課後等デイサービス	16,000	※
(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業		
<生活介護>	117,000	※
<就労継続支援B型>	45,000	※
<短期入所>	36,000	※
<共同生活援助>	10,000	※
<明日香村・生活介護>	39,000	※
(3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談事業及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	50	※
(4)発達障害児・者及びその家族に対する研修事業	1,050	※
(5)東大阪市委託発達障害相談支援事業	3,300	※
(6)日中短期事業	3,400	※
(7)農作物の生産及び販売事業	3,500	※
(8)利用者の働く場としての飲食事業	9,500	※
当期収入合計(A)	283,800	
繰越収支差額	239,831	
収入合計(B)	523,631	
II 支出の部		
1 事業費		
(1)児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 児童発達支援・放課後等デイサービス	15,486	※
(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業		
<生活介護>	112,844	※
<就労継続支援B型>	43,555	※
<短期入所>	34,844	※
<共同生活援助>	9,679	※
<明日香村・生活介護>	37,747	※
(3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談事業及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	35	※
(4)発達障害児・者及びその家族に対する研修事業	1,016	※
(5)東大阪市委託発達障害相談支援事業	3,300	※
(6)日中短期事業	3,291	※
(7)農作物の生産及び販売事業	3,388	※
(8)利用者の働く場としての飲食事業	9,500	※
2 管理費	100	※
3 予備費	300	
当期支出合計(C)	275,085	
当期収支差額(A)－(C)	8,715	
次期繰越収支差額(B)－(C)	248,546	

※積算は事業計画書に記載

2027年度 特定非営利活動に係る事業 活動予算書

特定非営利活動法人ピュア

2027年4月1日から2028年3月31日 (単位 千円)

科 目	予算額	備 考
I 収入の部		
1 事業収入		
(1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 児童発達支援・放課後等デイサービス	20,000	※
(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業		
<生活介護>	117,000	※
<就労継続支援B型>	48,000	※
<短期入所>	36,000	※
<共同生活援助>	40,000	※
<明日香村・生活介護>	57,000	※
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談事業及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	50	※
(4) 発達障害児・者及びその家族に対する研修事業	1,300	※
(5) 東大阪市委託発達障害相談支援事業	3,300	※
(6) 日中短期事業	3,400	※
(7) 農作物の生産及び販売事業	2,100	※
(8) 利用者の働く場としての飲食事業	20,000	※
当期収入合計(A)	348,150	
繰越収支差額	248,546	
収入合計(B)	596,696	
II 支出の部		
1 事業費		
(1) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 児童発達支援・放課後等デイサービス	19,257	※
(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業		
<生活介護>	111,797	※
<就労継続支援B型>	46,215	※
<短期入所>	34,662	※
<共同生活援助>	38,513	※
<明日香村・生活介護>	54,881	※
(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談事業及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	35	※
(4) 発達障害児・者及びその家族に対する研修事業	1,252	※
(5) 東大阪市委託発達障害相談支援事業	3,300	※
(6) 日中短期事業	3,274	※
(7) 農作物の生産及び販売事業	2,021	※
(8) 利用者の働く場としての飲食事業	20,000	※
2 管理費	100	※
3 予備費	300	
当期支出合計(C)	335,607	
当期収支差額(A)－(C)	12,543	
次期繰越収支差額(B)－(C)	261,089	

※積算は事業計画書に記載

2026年度事業計画書

2026年4月1日から2027年3月31日

特定非営利活動法人 ピュア

I. 事業の実施方針

発達障害の方々と地域がつながりあう社会を実現することを理念に掲げ、以下の基本方針に基づいた事業を推進していきます。

1. 私たちは、発達障害の方々の、乳幼児期、学齢期、成人期のライフステージをつなぎ、親亡きあとも生涯において、特性に合わせた必要な支援が途切れることのないように一貫した支援体制の構築を目指します。
2. 私たちは、発達障害の方々の人権を尊重し、支援の質の向上ならびに常にご利用者の立場に立った「本人中心の支援」を考え、信頼され親しまれる法人を推進します。
3. 私たちは、ご本人の取り巻く環境全てを支援の対象とし、各関係機関と連携を図りながら、発達障害の方々の社会参加と自立に向けたアプローチを行います。
4. 私たちは、発達障害の方々の幸せな暮らしの実現を使命とし、職員間の円滑なコミュニケーションとチームワークづくりを図りながら、遣り甲斐をもって働ける社風を推進します。

II. 事業の実施に関する事項

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業

【放課後等デイサービス・児童発達支援事業】

(内容) 下記の内容を実施する。

・ピュアサポート教室(個別療育)

発達障害児に対して、日常生活に役立つライフスキルや、対人・社会性スキル、コミュニケーションスキルへのトレーニングを行い、自立と般化を目指す。

・ソーシャルスキルクラブ(小集団療育)

発達障害児の認知特性や年齢等を考慮した、3～8名のグループを編成し、対人・社会性やコミュニケーションのトレーニングを行い、自立と般化を目指す。

・ピュアレクリエーション(大集団療育)

余暇活動を楽しみながら、個別療育や、小集団療育で身につけた力を、大集団の中での般化を目指す。

・ピュアバイト

発達障害児に対して、将来の成人期就労へ向けた、作業・訓練等のトレーニングを行い、対人・社会性やコミュニケーションスキルを高め、自立と般化を目指す。

(実施場所) ピュアサポート教室

(実施日時) 毎週火曜から金曜 11～19時、毎週土曜 9～18時

(事業対象者) 東大阪市内および周辺市区町村在住の発達障害児

(収入) 16,000,000円(利用予測により算定)

(支出) 15,486,117円

人件費 10,577,364円

その他諸経費 4,908,753円

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

【生活介護事業】

(内容) 一人一人の発達障害の特性に合わせた構造化のアイデアを立案し、わかりやすく、過ごしやすい環境を整えていく。また、表出コミュニケーション支援も取り入れて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な技能の習得に取り組んでいく。

(実施場所) ピュアファクトリー

(実施日時) 毎週月曜から金曜 9時～17時

(事業対象者) 東大阪市内および周辺市区町村在住の発達障害者

(収入) 117, 000, 000円 (利用予測により算定)

(支出) 112, 844, 356円

人件費 80, 828, 868円

その他諸経費 32, 015, 488円

【就労継続支援B型事業】

(内容) 就労継続支援B型では、施設内や企業、農園などにおける働く場を提供し、発達障害の特性に沿った視覚的支援による就労支援を行う。一人一人に合わせた工夫やプログラムを通じて、作業技能の向上だけでなく、仕事をする上で必要な対人・社会性やコミュニケーションのスキルの習得にも力を入れ、取り組んでいき、地域社会への般化に繋げていく。

(実施場所) アドバンス

(実施日時) 毎週月曜から金曜 9時半～16時

(事業対象者) 東大阪市内および周辺市町村在住の発達障害者

(収入) 45, 000, 000円 (利用予測により算定)

(支出) 43, 554, 704円

人件費 29, 748, 837円

その他諸経費 13, 805, 867円

【短期入所】

(内容) 発達障害の特性に合わせて構造化のアイデアを立案し、過ごしやすい環境を整えていく。視覚的支援を取り入れた分かりやすい情報提供や表出コミュニケーション支援を取り入れて、ライフスキルを伸ばし、将来に向けた宿泊訓練を行っていく。

(実施場所) ピュアプラネット

(実施日時) 毎週月曜夜から土曜朝まで

(事業対象者) 東大阪市内および周辺市町村在住の発達障害者

(収入) 36, 000, 000円 (利用予測により算定)

(支出) 34, 843, 763円

人件費 23, 799, 070円

その他諸経費 11, 044, 693円

【共同生活援助】

(内容) 発達障害の特性に合わせて生活空間の構造化を行い、安心して暮らせる居住環境を整えていく。視覚的支援を取り入れた日課やルールへの提示、世話人や他者への表出コミュニケーション支援を取り入れて、家事や自己管理などのライフスキルを継続的に伸ばし、地域での自立した生活に向けた日常の定着を図っていく。

(実施場所) 東大阪市内(未定)

(実施日時) 月曜から日曜まで

(事業対象者) 東大阪市内および周辺市町村在住の発達障害者

(収入) 10, 000, 000円 (利用予測により算定)

(支出) 9, 678, 823円

人件費 6, 610, 853円

その他諸経費 3, 067, 970円

【明日香村での生活介護事業】

(内容) 奈良県明日香村で発達障害者が農作業に従事し、生産した農作物を加工・販売できるように支援していく。将来は農園カフェを開き、障害者雇用の場も提供できるようにする。

(実施場所) あすかファクトリー 奈良県高市郡明日香村大字岡507番5

(実施日時) 毎週月曜から日曜 9時半～16時半

(事業対象者) 東大阪市内および周辺市町村在住の発達障害者

(収入) 39, 000, 000円(利用予測により算定)

(支出) 37, 747, 411円

人件費 25, 782, 326円

その他諸経費 11, 965, 085円

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援事業及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

(内容) 発達障害児・者及びその家族に対し、日常生活や学校生活等において、自立した豊かな暮らしが営めるよう相談支援を行う。サービスの調整、支援目標、支援方法について、ご本人中心のサービス等利用計画を立案していく。

(実施場所) ピュア療育相談室

(実施日時) 毎週月曜～金曜 14～15時

(事業対象者) 東大阪市内在住の障害児・者またはその家族と関係者

(収入) 50,000円(障害児・計画相談支援給付費)

(支出) 35,162円

人件費 33,054円

その他諸経費 2,108円

(4) 発達障害児・者及びその家族に対する研修事業

(内容) 発達障害児・者及びその家族、関係機関に対し、日常生活や学校生活等において、自立した豊かな暮らしが営めるよう、障害理解やその具体的な支援方法についての研修を行う。

また、行動援護研修を行い、知識・資格のある方を増やしていく。

(実施場所) 依頼先による

(実施日時) 随時

(事業対象者) 東大阪市内外の障害児・者またはその家族と関係者

(収入) 1,050,000円

30,000円×35人＝1,050,000円

(支出) 1,016,277円

人件費 694,140円

その他諸経費 322,137円

(5) 東大阪市委託発達障害相談支援事業

(内容) 東大阪市内の発達障害関係機関に対して、相談支援、就労支援、普及啓発、コンサルテーション、関係機関との連携会議等を行う。

(実施場所) 発達障害相談支援センターピュア

(実施日時) 月曜～金曜 (時間は必要に応じて)

(事業対象者) 東大阪市内の発達障害関係機関

(収入) 3,300,000円

(支出) 3,300,000円

人件費 2,580,000円

その他諸経費 720,000円

(6) 日中短期事業

(内容) 発達障害の特性に合わせて構造化のアイデアを立案し、過ごしやすい環境を整えていく。視覚的支援を取り入れた分かりやすい情報提供や表出コミュニケーション支援を取り入れて、安心して余暇を過ごせるようにする。

(実施場所) ピュアプラネット

(実施日時) 毎週月曜～金曜 16時～18時

(事業対象者) 東大阪市内および周辺市町村在住の発達障害者

(収入) 3,400,000円(利用予測により算定)

(支出) 3,290,800円

人件費 2,247,690円

その他諸経費 1,043,110円

(7) 農作物の生産及び販売事業

(内容) 発達障害者が農作業を体験し、体を動かしながら農作物を育てる楽しさを体験してもらう。また、収穫した野菜等を販売することで、ご利用者の工賃向上に繋げていくようにする。発達障害者が取り組んでいるアートも商品化していき、販売していく。

(実施場所) 東大阪市御厨中二丁目516番 奈良県高市郡明日香村大字岡507番5

(実施日時) 月曜～金曜 (時間は必要に応じて)

(収入) 3,500,000円

(支出) 3,387,588円

人件費	2,313,798円
-----	------------

その他諸経費	1,073,790円
--------	------------

(8) 利用者の働く場としての飲食事業

(内容) 発達障害者が農園カフェで働く場を提供する。接客スタッフや洗い物などを利用者の特性に合わせて、担当して行う。

(実施場所) 奈良県高市郡明日香村大字岡507番5

(実施日時) 水曜～日曜 11時～17時

(収入) 9,500,000円

(支出) 9,500,000円

人件費	2,400,000円
-----	------------

その他諸経費	7,100,000円
--------	------------

2. 管理費に関する事項

(収入) 0円

(支出) 100,000円

会議費	50,000円
-----	---------

その他諸経費	50,000円
--------	---------

以上

2027年度事業計画書

2027年4月1日から2028年3月31日

特定非営利活動法人 ピュア

I. 事業の実施方針

発達障害の方々地域がつながりあう社会を実現することを理念に掲げ、以下の基本方針に基づいた事業を推進していきます。

1. 私たちは、発達障害の方々の、乳幼児期、学齢期、成人期のライフステージをつなぎ、親亡きあとも生涯において、特性に合わせた必要な支援が途切れることのないように一貫した支援体制の構築を目指します。
2. 私たちは、発達障害の方々の人権を尊重し、支援の質の向上ならびに常にご利用者の立場に立った「本人中心の支援」を考え、信頼され親しまれる法人を推進します。
3. 私たちは、ご本人の取り巻く環境全てを支援の対象とし、各関係機関と連携を図りながら、発達障害の方々の社会参加と自立に向けたアプローチを行います。
4. 私たちは、発達障害の方々の幸せな暮らしの実現を使命とし、職員間の円滑なコミュニケーションとチームワークづくりを図りながら、遣り甲斐をもって働ける社風を推進します。

II. 事業の実施に関する事項

1. 特定非営利活動に係る事業

(1) 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業

【放課後等デイサービス・児童発達支援事業】

(内容) 下記の内容を実施する。

・ピュアサポート教室(個別療育)

発達障害児に対して、日常生活に役立つライフスキルや、対人・社会性スキル、コミュニケーションスキルへのトレーニングを行い、自立と般化を目指す。

・ソーシャルスキルクラブ(小集団療育)

発達障害児の認知特性や年齢等を考慮した、3～8名のグループを編成し、対人・社会性やコミュニケーションのトレーニングを行い、自立と般化を目指す。

・ピュアレクリエーション(大集団療育)

余暇活動を楽しみながら、個別療育や、小集団療育で身につけた力を、大集団の中での般化を目指す。

・ピュアバイト

発達障害児に対して、将来の成人期就労へ向けた、作業・訓練等のトレーニングを行い、対人・社会性やコミュニケーションスキルを高め、自立と般化を目指す。

(実施場所) ピュアサポート教室

(実施日時) 毎週火曜から金曜 11～19時、毎週土曜 9～18時

(事業対象者) 東大阪市内および周辺市区町村在住の発達障害児

(収入) 20,000,000円(利用予測により算定)

(支出) 19,256,470円

人件費 13,110,211円

その他諸経費 6,146,259円

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

【生活介護事業】

(内容) 一人一人の発達障害の特性に合わせた構造化のアイデアを立案し、わかりやすく、過ごしやすい環境を整えていく。また、表出コミュニケーション支援も取り入れて、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な技能の習得に取り組んでいく。

(実施場所) ピュアファクトリー

(実施日時) 毎週月曜から金曜 9時～17時

(事業対象者) 東大阪市内および周辺市町村在住の発達障害者

(収入) 117, 000, 000円 (利用予測により算定)

(支出) 111, 796, 986円

人件費 84, 588, 131円

その他諸経費 27, 208, 855円

【就労継続支援B型事業】

(内容) 就労継続支援B型では、施設内や企業、農園などにおける働く場を提供し、発達障害の特性に沿った視覚的支援による就労支援を行う。一人一人に合わせた工夫やプログラムを通じて、作業技能の向上だけでなく、仕事をする上で必要な対人・社会性やコミュニケーションのスキルの習得にも力を入れ、取り組んでいき、地域社会への般化に繋げていく。

(実施場所) アドバンス

(実施日時) 毎週月曜から金曜 9時半～16時

(事業対象者) 東大阪市内および周辺市町村在住の発達障害者

(収入) 48, 000, 000円 (利用予測により算定)

(支出) 46, 215, 528円

人件費 31, 464, 507円

その他諸経費 14, 751, 021円

【短期入所】

(内容) 発達障害の特性に合わせて構造化のアイデアを立案し、過ごしやすい環境を整えていく。視覚的支援を取り入れた分かりやすい情報提供や表出コミュニケーション支援を取り入れて、ライフスキルを伸ばし、将来に向けた宿泊訓練を行っていく。

(実施場所) ピュアプラネット

(実施日時) 毎週月曜夜から土曜朝まで

(事業対象者) 東大阪市内および周辺市町村在住の発達障害者

(収入) 36, 000, 000円 (利用予測により算定)

(支出) 34, 661, 646円

人件費 23, 598, 380円

その他諸経費 11, 063, 266円

【共同生活援助】

(内容) 発達障害の特性に合わせて生活空間の構造化を行い、安心して暮らせる居住環境を整えていく。視覚的支援を取り入れた日課やルールへの提示、世話人や他者への表出コミュニケーション支援を取り入れて、家事や自己管理などのライフスキルを継続的に伸ばし、地域での自立した生活に向けた日常の定着を図っていく。

(実施場所) 東大阪市内(未定)

(実施日時) 月曜から日曜まで

(事業対象者) 東大阪市内および周辺市町村在住の発達障害者

(収入) 40, 000, 000円 (利用予測により算定)

(支出) 38, 512, 940円

人件費 26, 220, 422円

その他諸経費 12, 292, 518円

【明日香村での生活介護事業】

(内容) 奈良県明日香村で発達障害者が農作業に従事し、生産した農作物を加工・販売できるように支援していく。将来は農園カフェを開き、障害者雇用の場も提供できるようにする。

(実施場所) あすかファクトリー 奈良県高市郡明日香村大字岡507番5

(実施日時) 毎週月曜から日曜 9時半～16時半

(事業対象者) 東大阪市内および周辺市町村在住の発達障害者

(収入) 57, 000, 000円(利用予測により算定)

(支出) 54, 880, 940円

人件費 37, 364, 102円

その他諸経費 17, 516, 838円

(3)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく計画相談支援事業及び児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

(内容)発達障害児・者及びその家族に対し、日常生活や学校生活等において、自立した豊かな暮らしが営めるよう相談支援を行う。サービスの調整、支援目標、支援方法について、ご本人中心のサービス等利用計画を立案していく。

(実施場所) ピュア療育相談室

(実施日時) 毎週月曜～金曜 14～15時

(事業対象者) 東大阪市内在住の障害児・者またはその家族と関係者

(収入) 50,000円(障害児・計画相談支援給付費)

(支出) 35,292円

人件費 32,776円

その他諸経費 2,516円

(4)発達障害児・者及びその家族に対する研修事業

(内容)発達障害児・者及びその家族、関係機関に対し、日常生活や学校生活等において、自立した豊かな暮らしが営めるよう、障害理解やその具体的な支援方法についての研修を行う。

また、行動援護研修を行い、知識・資格のある方を増やしていく。

(実施場所) 依頼先による

(実施日時) 随時

(事業対象者) 東大阪市内外の障害児・者またはその家族と関係者

(収入) 1,300,000円

(支出) 1,251,671円

人件費 852,164円

その他諸経費 399,507円

(5) 東大阪市委託発達障害相談支援事業

(内容) 東大阪市内の発達障害関係機関に対して、相談支援、就労支援、普及啓発、コンサルテーション、関係機関との連携会議等を行う。

(実施場所) 発達障害相談支援センターピュア

(実施日時) 月曜～金曜 (時間は必要に応じて)

(事業対象者) 東大阪市内の発達障害関係機関

(収入) 3,300,000円

(支出) 3,300,000円

人件費 2,580,000円

その他諸経費 720,000円

(6) 日中短期事業

(内容) 発達障害の特性に合わせて構造化のアイデアを立案し、過ごしやすい環境を整えていく。視覚的支援を取り入れた分かりやすい情報提供や表出コミュニケーション支援を取り入れて、安心して余暇を過ごせるようにする。

(実施場所) ピュアプラネット

(実施日時) 毎週月曜～金曜 16時～18時

(事業対象者) 東大阪市内および周辺市町村在住の発達障害者

(収入) 3,400,000円(利用予測により算定)

(支出) 3,273,600円

人件費 2,228,736円

その他諸経費 1,044,864円

(7) 農作物の生産及び販売事業

(内容) 発達障害者が農作業を体験し、体を動かしながら農作物を育てる楽しさを体験してもらう。また、収穫した野菜等を販売することで、ご利用者の工賃向上に繋げていくようにする。発達障害者が取り組んでいるアートも商品化していき、販売していく。

(実施場所) 東大阪市内御厨中二丁目516番 わ

(実施日時)月曜～金曜 (時間は必要に応じて)

(収入) 2, 100, 000円

(支出) 2, 021, 929円

人件費 1, 376, 572円

その他諸経費 645, 357円

(8)利用者の働く場としての飲食事業

(内容)発達障害者が農園カフェで働く場を提供する。接客スタッフや洗い物などを利用者の特性に合わせて、担当して行う。

(実施場所)奈良県高市郡明日香村大字岡507番5

(実施日時)水曜～日曜 11時～17時

(収入) 20, 000, 000円

(支出) 20, 000, 000円

人件費 4, 800, 000円

その他諸経費 15, 200, 000円

2. 管理費に関する事項

(収入) 0円

(支出) 100, 000円

会議費 50, 000円

その他諸経費 50, 000円

以上